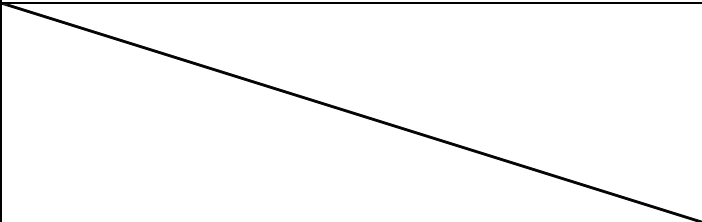


平成30年度調達等合理化計画実施自己評価

平成30年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標） (1) 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、平成30年度においても、引き続き①～④の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。		研究開発用及び業務運営に係る物品・役務の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から平成30年度も引き続き①～④の取組を実施することで公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。
① 単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮を図る。 【調達手続きの簡素化と納期の短縮】	単価契約の対象品目の追加等（試薬、トナーカートリッジ、英文校閲条件付）を行い、通常の物品調達の場合と比較して、納品に要する期間を2週間程度短縮するなど調達手続きの簡素化を図った。 単価契約件数：223件（前年度256件）	単価契約は調達手続きの簡素化と納期の短縮に効果があることから、対象品目の見直しに引き続き取り組むこととする。
② 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進する。 【調達手続きに要する事務量の節減】	農業・食品産業技術総合研究機構及び国際農林水産業研究センターとの共同調達を引き続き実施すると共に、支所等においても地域農業研究センター等と新たに共同調達を実施するなど以下の取組を行い、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 ・森林総合研究所と支所等（1件新規） ・森林総合研究所と育種センター（1件（前年度1件）） ・森林総合研究所、農研機構とJIRCAS（4件（前年度4件）） ・北海道支所と北海道育種場（6件（前年度6件）） ・北海道支所と北海道農業研究センター、北海道区水産研究センター（1件新規） ・東北支所と東北育種場（9件（前年度9件）） ・九州支所と九州育種場（5件（前年度5件）） ・九州支所、九州育種場、九州沖縄農業研究センター（1件新規） ・九州育種場と九州沖縄農業研究センター（2件新規） ・森林整備センターと森林保険センター（2件（前年度1件）） ・森林整備センター、関東整備局と森林保険センター（1件（前年度2件））	共同調達又は一括調達の取組は、調達手続きに要する事務の節減及び経費の節減に効果があることから、引き続き取り組むこととする。
③ 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。 【調達手続きに要する事務量の節減】	施設の保守管理業務、自動車・複写機の借り上げ等複数年契約に移行することにより、調達手続きに要する事務の軽減を図った。 ・複数年契約：77件（前年度115件）	複数年契約は、調達金額の節減及び調達事務の効率化に効果があることから、引き続き取り組むこととする。
④ 契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることのできる具体的事由について、その内容の徹底を図る。 【契約事務取扱要領「随意契約の基準」の適用件数】	契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることのできる具体的事由について、審査を行い確認した。 ・随意契約審査委員会：森林総合研究所（育種センターを含む。）32回39件（前年度29回34件）、森林整備センター12回15件（前年度25回25件）、森林保険センター1回1件（前年度1回1件）	契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることのできる具体的事由について、合致していることを適切に審査し確認することを引き続き進めることとする。

平成30年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
2. (2) 一者応札・応募の改善 一者応札・応募となっている調達について、平成28年度と比較して平成29年度の件数は減少しているが、熊本地震被害の建物建替工事関連もあったことから金額は増加している。平成30年度においても、引き続き前年度からの取組を行うことにより、更なる適正な調達を目指す。このため、前年度からの①～④を行うことにより、更なる適正な調達を目指す。		一者応札・応募の改善については、平成30年度においても、引き続き前年度からの取組を行うことにより、適正な調達を実施した。
① 入札審査委員会による事前審査の実施 【審査件数】	入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書等の審査を行った。 ・入札審査委員会による審査件数：森林総合研究所（育種センターを含む。）89回174件（前年度137回193件）、森林整備センター53回107件（前年度51回61件）、森林保険センター5回6件（前年度5回6件）	入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書等の審査を適切に行うことができたことから、引き続き取り組むこととする。
② 調達見通しを作成しホームページで公表 【公表件数】	調達見通しを作成してホームページで公表することにより、入札参加者を増加させるための取組を引き続き実施した。 ・ホームページでの公表件数：建設工事等2件（前年度4件）、物品等については、森林総合研究所（育種センター含む）128件（前年度43件）、森林整備センター70件（前年度76件）、森林保険センター4件（前年度8件）の発注見通しをホームページで公表した。	調達見通しを作成してホームページで公表することにより、入札参加者を増加させるための取組を実施することができたことから、引き続き取り組むこととする。
③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施 【アンケート実施件数】	入札説明書受領者へのアンケートの実施により、仕様書における競争性確保のための条件等について調査し、次回の同種案件への参考とした。 ・アンケート実施件数：一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を辞退届又は聴き取り等により調査を行った。 実施件数：森林総合研究所（育種センター含む）70件（前年度76件）、森林整備センター22件（前年度12件）、森林保険センター2件（前年度2件）	入札説明書受領者へのアンケートの実施により、仕様書における競争性確保のための条件等について調査し、次回の同種案件への参考とすることができたことから、引き続き取り組むこととする。
④ ホームページから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの導入 【仕様書のアップロード件数】	平成29年度から、新たにホームページから仕様書をダウンロードできる仕組みを導入したことにより、入札に参加しやすい環境作りに努めた。 仕様書アップロード 実施件数：森林総合研究所（育種センター含む）156件（前年度168件）、森林整備センター97件（前年度23件）、森林保険センター2件（前年度5件）	平成30年度も引き続きホームページから仕様書をダウンロードできる仕組みを実施し、入札に参加しやすい環境作りを整えることができたことから、引き続き取り組むこととする。

平成30年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標） 当法人が平成27年12月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、(1)、(2)及び(3)を含めて引き続きこれを継続する。 また、調達ガバナンスの徹底を図るため(4)の措置についても併せて行う。		平成27年12月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、(1)、(2)及び(3)を含めて引き続きこれを継続した。 また、調達ガバナンスの徹底を図るため(4)の措置についても併せて実行した。
(1) 検収の徹底 不適正経理処理の発生を未然に防止するため、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成することとする。 【監査室による点検実績等】	契約業者から納品される調達対象物品等はすべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（又は検査関係書類）を作成する取組を実施した。 契約の締結及び執行に関することについて内部監査を実施した。 （平成31年2月4日 監査対象部署：調達課）	契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成する取組を実施した。内部監査により徹底状況を把握した結果、問題はなかった。また、物品の使用状況についても問題はなかった。 以上のことから、引き続き取組を実施することとする。
(2) 研究費執行マニュアルの改定等 預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不適正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施することとする。 【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】	「研究費の使用に関するハンドブック」（研究費執行マニュアル）を改定した。 また、以下のマニュアルについて、注意点の追加等の改定を行い、事務説明会を開催（平成30年7月25日、参加者857名）するとともにeラーニングシステムを活用して意識の向上を図った。 ・公的研究費の事務手引き（平成30年7月19日改定） ・科学研究費助成事業（科研費）経理事務手引き（平成30年7月25日改定）	預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、研究費執行マニュアルを改定し、調達担当職員及び研究員に対する研修を実施した。引き続き同様の取組を実施することとする。
(3) コンプライアンス・ハンドブックの改定 研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達のため、コンプライアンス・ハンドブックを必要に応じて改定するとともに周知徹底を図る。 【コンプライアンス・ハンドブックの改定】	「コンプライアンス・ハンドブック」の改定を行うとともに冊子として職員に配布した。 また、コンプライアンス意識調査結果を踏まえ、非常勤職員も対象に、発注者綱紀保持の内容を含んだコンプライアンス研修（平成30年7月31日開催）を実施し職員への周知徹底を図った。 （参加者：885名）	研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達を行うために、コンプライアンス・ハンドブックを改定し、周知徹底を図った。引き続き同様の取組を実施することとする。
(4) 随意契約審査委員会による点検 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。 【随意契約審査委員会による事前点検実績等】	随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を実施した。 ・随意契約審査委員会：森林総合研究所（育種センターを含む。）32回39件（前年度29回34件）、森林整備センター12回15件（前年度25回25件）、森林保険センター1回1件（前年度1回1件） また、契約監視委員会による審査を行い、公平性、透明性、の確保に努めた。	随意契約審査委員会による点検を継続するとともに、契約監視委員会による審査を引き続き行うことにより、調達におけるガバナンスの徹底を図ることとする。